



令和2年2月25日

荷主等関係団体各位

大阪労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業者の荷役作業における労働災害防止に係る取組について（要請）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は労働安全衛生行政について格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業では交通事故による労働災害に加えて荷役作業中の災害が跡を絶たず、令和元年における大阪府内の陸上貨物運送事業の死亡災害発生件数9件（令和2年2月10日現在）のうち道路上での交通事故は3件でしたが、それ以外の6件のうち5件は荷役作業中の災害であり、そのうち4件は荷主先・配送先で発生しています。

また、死傷災害は、1,271件（1月末日現在）で、そのうち、墜落・転落災害は324件（25.5%）、転倒災害は207件（16.3%）、無理な動作等による腰痛等は222件（17.5%）で、荷役作業に関連したこれら災害だけでも全体の59.2%を占める状況となっており、これら荷役作業における死傷災害も、多くは陸上貨物運送事業者（以下「陸運事業者」といいます。）の施設内よりも荷主先の構内で発生しています。

大阪労働局では、荷役作業中の労働災害を防止するため、同封の『荷役作業中の労働災害を防止しましょう！』のリーフレットを配布するなどして、「陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）の周知を図っています。

この「ガイドライン」では、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項が具体的に示されています。

本来、陸運事業者に自社の労働者の安全を確保する義務がありますが、荷役作業場所（施設）の管理は荷主等の側が行っており、荷役作業の安全対策については、荷主と陸運事業者とが連携して荷役災害の防止に取り組んでいただくことが重要であり、具体的には施設・設備の改善や、作業方法の見直し、書面契約の締結等に取り組んでいただくことが重要です。（具体的な取組事項については裏面を御参照ください。）

こうした荷役作業での災害発生状況及び取り組んでいただきたい具体的事項等を踏まえ、荷役作業における労働災害を防止するための取組に御理解、御協力をいただきますとともに、より多くの荷主企業の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、貴団体広報誌等への掲載、関係行事における「ガイドライン」の周知等、傘下会員事業場の皆様への積極的な周知に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

荷主等の事業者に対して取り組んでいただきたい具体的事項

- 荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備、墜落制止用器具を掛ける設備等の墜落・転落防止のための施設・設備を用意いただくこと。
- フォークリフトの走行場所と歩行道路の区分（ラインを引く、手すり・ガードレールを設ける等）や、ミラー等を設置していただくこと。
- 転倒、腰痛等の労働災害防止対策として、荷役作業場所の整理・整頓、段差の解消、手すりの設置、床面の防滑対策等の措置を講じることや、台車・ハンドリフト等を用意していただくこと。
- 陸運事業者と荷主等との間で、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進していただくこと。また、運送の都度、荷主先・配送先等における荷役作業の有無及び荷の重量、作業方法等を「安全作業連絡書」等を使用して陸運事業者に通知していただくこと。
- 配送先における荷卸し等の付帯業務について役割を明確にしていただくこと。
- 運搬業務を継続的に発注している陸運事業者がある場合には、その陸運事業者と安全衛生について話し合う場として安全衛生協議会等を設置し、安全な作業方法の確立等について、定期的に協議していただくこと。

荷主等の事業者に取り組んでいただきたい具体的事項については、上記のような事項が考えられますが、荷役作業には様々な形態があり、その作業形態に応じて取り組むべき事項を上記以外にも「ガイドライン」（特に「荷主等が実施すべき労働災害防止のポイント」の項）を参考にしながら御検討いただき、災害防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、特に、書面契約の締結や荷卸しの役割分担の明確化については、適正な取引の確保につながるほか、付帯業務の役割の明確化については、トラックドライバーの長時間労働の是正・コンプライアンス確保の点でも重要な対応の一つであることも踏まえ、御対応いただくようお願いいたします。